



今月のことば

monthly word

理想を現実にするために

日本弁理士会 副会長

橋本 清

1. はじめに

先日、ある国会議員が主催する「歴史から学ぶこと」という講演会に参加したところ、色々と考えさせられることがありました。

この講演会は、第一次世界大戦から本年が100年目であることから、これを題材とし、歴史から何を学ぶかを考える、というのが趣旨でした。「歴史から学ぶ」というと、歴史上の事件に対して、当事者がどのように対処し、そして、どのような結果をもたらされたか、を学習して、それを現在の問題に適用する、ということだとよく言われます。では、第一次世界大戦への対応は、歴史上の戦争から学習したことをもっと適切に適用すべきだった、という結論なのかというと、そうではありません。確かに、第一次世界大戦も戦争には相違ありませんが、歴史上類を見ない、長期間、広範囲、多国間の戦争であったから、それまでの戦争への対応をそのまま適用すべきではなかった、すなわち、その対応には、イマジネーション（想像力）がもっと必要だった、という結論なのです。

勿論、この講演は、第一次世界大戦の解説などではなく、最近のグローバル化に対処するに、リーダーは、歴史を学習するのみでなく、もっとイマジネーションを発揮せよ、ということを提言するものだったのです。

何故このようなことを書いたかという、日本弁理士会が現在直面している状況は、第一次大戦当時と同様、未来を見通せない状況にある、という思いを抱くからです。すなわち、現状を打破するためには、私達執行部も、歴史に学び、現実を直視した上で、イマジネーションを発揮し、適切な方策を考え、かつ、勇気をもって実行しなければならぬ、と思い知らされるのです。

2. 委員会に関する活動

さて、前置きが長くなりましたが、私の担当する委員会は、組織改革特別委員会、総合政策企画運営委員会、意匠委員会、不正競争防止法委員会及び著作権委員会です。

1) 組織改革特別委員会

組織改革特別委員会は、古谷会長の任期2年目の重要政策の一つである「組織全体を抜本的に見直す」という職務を担当する委員会であり、日本弁理士会の組織全体の再構築案を10月末までに作成するべく、急ピッチで情報収集、審議を行っているところです。

組織全体を再構築するとの観点から、日本弁理士会の附属機関、委員会及び支部全てについて、現状を把握すべく、各組織長から、各組織の構造、機能、人材等に関する情報を収集しており、7月末までにそれらを取り纏めて、各組織における問題点を抽出する予定です。

8月からは、各組織の存在理念、意義について議論をしつつ、各組織の再構築について検討し、現実的観点をも踏まえて、10月末までに複数の再構築案を作成し、これらを中間答申として提出する予定です。

その後、将来における組織の設立、統合及び廃止に関する方針の策定、組織の将来展望に関する検討を行い、2月末までにこれらを最終答申とする予定です。

2) 総合政策企画運営委員会

総合政策企画運営委員会は、知的財産制度、弁理士制度等の全般に亘る諸問題について、審議、提言する委員会です。本委員会は、本来、日本弁理士会のシンクタンク的な役割を担う委員会ですが、実際には、他の委員会では担当し難い事項について検討している、というのが実態です。

しかし、極力意義のある検討をし、日本弁理士会にその結果を反映して貰うために、知的財産推進計画に関する検討、若手弁理士に対する支援の方策に関する検討、中小企業の外国展開の際の支援に関する検討、特許事務所の継承等に関する検討等に関して諮問し、鋭意審議をして頂いているところです。

3) 意匠委員会

本年度は、意匠法が一部改正になり、ハーグ協定に基づく国際意匠登録出願に関する規定が導入されました。これに対応して、審査基準、様式等が特許庁で検討されており、本委員会では、これらについて積極的に意見交換を行い、特許庁に対して、必要な提言を行っていくつもりです。そして、ハーグ協定全体についても、その概要を会員に周知すべく、委員会主催のセミナーを開催する予定です。

又、画像意匠、部分意匠等に関する検討、外国意匠制度の相違を念頭においた外国出願戦略等に関する提言等も審議しており、会員の実務に有益となる情報を発信したいと考えています。

4) 不正競争防止法委員会

知的財産推進計画 2014 に営業秘密の保護強化が謳われたこともあり、本年度の委員会においても、営業秘密に関してより具体的観点から検討していきます。

又、不正競争行為の典型的形態である商品形態の模倣についても、今一度、これまでの判例等の取り纏めを行い、実務的観点から有用である意見を答申すべく、検討、審議していきます。

5) 著作権委員会

本年度は、著作権法についても一部改正が行われました。本委員会では、これについても検討を行い、適宜、会員に周知するよう方策をとるようにします。

知的財産推進計画 2014 において、デジタルアーカイブ及び音楽コンテンツについての提言が為されていますので、本委員会では、これらについても検討する予定です。

3. 支部関連に関する活動

私は、関東支部、東海支部を担当すると共に、支部に関連する地域企画調整委員会、支部長会議も担当しています。

1) 地域企画調整委員会、支部長会議

地域企画調整委員会は、各支部間における検討事項等の調整を図るための委員会であり、支部長会議は、各支部長が自身の支部における問題点等を報告し合い、日本弁理士会としてその解決を図る等の役割を有する会議で、両者は、極めて密接に関連するものと考えています。

本年度は、これまでの要望が認められ、知財総合支援窓口の全てに弁理士が配置されることになりました。しかし、これに伴って種々の問題が発生しており、これらを解決することが大きな検討事項となっています。

2) 関東支部、東海支部

関東支部は、私自身が所属する支部でもありますから、主要な行事については積極的に参加し、自らも問題点等を抽出し、解決する方策をとりたいと思っています。一方、東海支部は、地理的關係から、直接的に行事に参加できない場合も多いのですが、支部長等関係者との連絡を密にし、支部の現状を十分に把握した上で、問題点等を積極的に解決していきたいと思っています。

4. おわりに

日本弁理士会が理想とする姿を少しでも現実にするために、「はじめに」において述べたように、私達執行部は、日本弁理士会の歴史を学び、現実を直視した上で、イメージーションを発揮し、現在の諸問題を解決すべく、鋭意努力を重ねていきたいと考えております。

会員の皆様には、何卒、絶大なるご支援、ご指導、ご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。